

第3期高知県地域福祉支援計画の 進捗状況について(主要事業の取組)



【目標値】・あったかふれあいセンター整備箇所数（拠点及びサテライト）
・あったかふれあいセンター拠点における拡充機能（介護予防）の実施箇所数

(R1) 289箇所→(R5) 340箇所
(R1) 30箇所→(R5) 全拠点

要支援/要介護認定率（年齢調整後）
(R5) 16.8%（現状維持）

1 現状

○あったかふれあいセンター等の小規模多機能支援拠点の整備箇所数【表1】

R1：31市町村50拠点（サテライト239）→R2：31市町村52拠点（サテライト242）

○あったかふれあいセンターが提供するサービス（基本機能）の利用者数は増加傾向【表2】

①集いの場：231,531人 ②相談・訪問・つなぎ：43,240人 ③生活支援：50,582人

○リハビリ専門職等と連携した介護予防の取り組みの実施箇所数

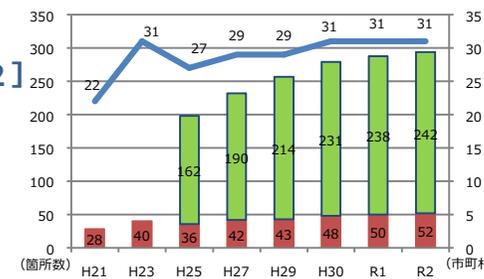
H27：5箇所→R2：34箇所

○集落活動センターとの連携状況

12市町村（R2.12月現在）

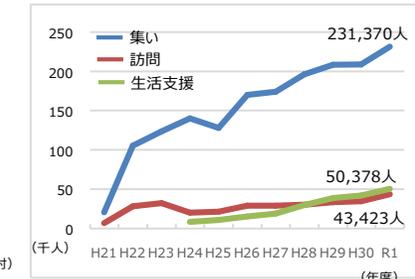
連携例：集活センターで作ったお弁当をあったかの昼食に提供
集活センターを、あったかふれあいセンターのサテライトとして活用

【表1】あったかふれあいセンターの設置状況



出典：地域福祉政策課調べ

【表2】利用者数の推移（延べ人数）



2 課題

①「地域福祉の拠点」としての量的拡大及び質の向上

- ・インフォーマルサービスの拠点の充実が必要
- ・基本機能のみのあったかふれあいセンターが7拠点あり、拡充が必要

②あったかふれあいセンターを活用した、ひきこもりの人への支援

- ・身近な地域で社会参加する場の開拓
- ・本人のニーズに沿った支援メニューの構築

③あったかふれあいセンター職員の確保・定着支援

- ・正規職員が少ない、スタッフのうち約77%が非正規職員
- ・スタッフのうち、約4分の1は新任職員



3 今後の取り組みの方向性

①「地域福祉の拠点」としての量的拡大及び質の向上

- ・あったかふれあいセンター及び集落活動センターを設置（予定を含む）していない旧町村などへの拠点の整備を推進（春野町、赤岡町、夜須町、吉川村、池川町）
- ・専門職派遣の本格運用によるフレイル予防などの機能強化の取り組みを推進

②あったかふれあいセンターを活用した、ひきこもりの人への支援

- ・地域のひきこもりの人の居場所、就労体験の場としての活用

③あったかふれあいセンター職員の確保・定着支援

- ・スタッフの処遇改善
- ・集落活動センターとのサービス提供の連携によるマンパワー不足の解消

4 令和3年度の取り組み

①「地域福祉の拠点」としての量的拡大及び質の向上

拡 ○あったかふれあいセンターの整備

- ・R3年度：55拠点、281サテライト 合計336施設
※3拠点新設（須崎市、安田町、津野町）

○拠点の拡充機能の強化及び医療・介護との連携のさらなる拡大

- ・専門職派遣プログラムの本格運用によるフレイル予防、介護予防、認知症予防、栄養指導や服薬指導等の取り組みを推進
- ・ゲートキーパー機能を高める人材研修の充実

②あったかふれあいセンターを活用した、ひきこもりの人への支援

拡 ○あったかふれあいセンターを活用した居場所や就労体験の実施

《活用事例》

- ・あったかふれあいセンターにて、農作業等の活動を提供
- ・施設内の清掃やカフェスタッフとしての業務等へも従事

③あったかふれあいセンター職員の確保・定着支援

○スタッフの処遇改善

- ・スタッフ人件費の弾力的な運用を可能とする補助金交付要綱の見直し

拡 ○集落活動センターとの連携

- ・あったかふれあいセンターとの連携事例やメリットの共有
- ・連携可能な取り組みのリスト化及び両センターのマッチング



- 【目標値】
- ・全14ブロックで地域包括ケア推進協議体設置 (R1) 11/14 → (R3) 14/14
 - ・入退院時引継ぎルールの運用 (R1) 病院93.5%・居宅等98.7% → (R5) 100%
 - ・特別養護老人ホームの看取り加算取得率 (R1) 61.2% (41/67) → (R5) 70%

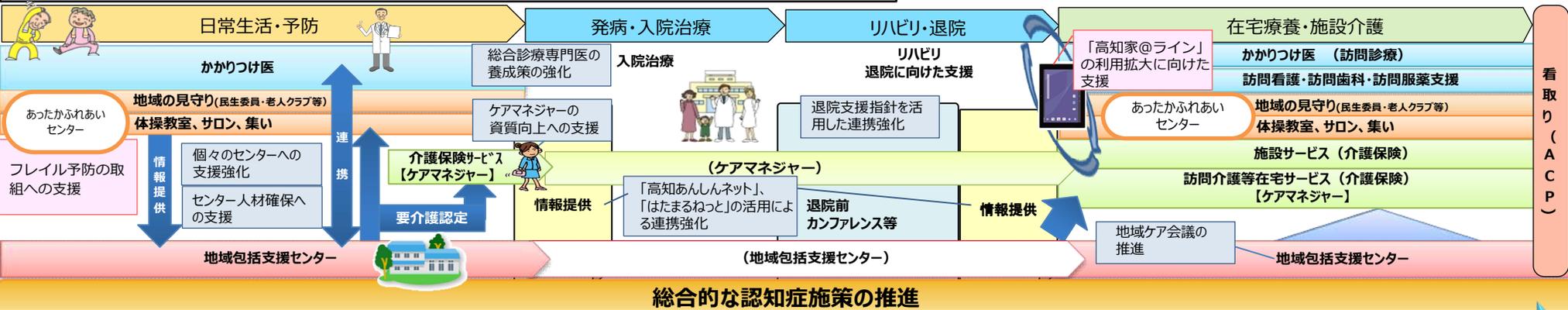
在宅での生活を希望される介護が必要な方が、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにする
【居宅介護支援利用者の平均要介護度】 (R1) 2.095 → (R5) 2.2

1 現状

- 過疎高齢化が進む中、地域の支え合いの力が弱まっている
- 高知県における認知症高齢者数はR2で約4万2千人と推計される
- 医療提供施設へのアクセスが不利な中山間地域が多く、都市部と中山間地域の医療提供体制には大きな差がある
 - あったかふれあいセンターの整備等による支え合いの体制づくり
 - 訪問看護や訪問介護など中山間地域でのサービス確保に向けた取組 → 在宅療養推進懇談会の開催
 - 地域包括ケア推進企画監等を中心とした多職種によるネットワークづくり

2 課題

- 支援が必要な高齢者を個々の状況に応じた適切な支援につなぐゲートキーパー機能の強化が必要
- 入院から退院、在宅までの切れ目のない支援が必要
- 在宅療養を選択できる環境の整備が必要



総合的な認知症施策の推進
切れ目のないネットワークをさらに強化！

3 令和3年度の取り組み

1 ネットワーク・システムづくりの推進

- **地域のネットワークづくりへの支援**
「地域包括ケア推進協議体」等を活用した顔の見える関係づくりへの支援
- **ゲートキーパーのさらなる対応力向上のための取組**
 - (1) 民生委員・児童委員の活動支援、研修実施
 - (2) あったかふれあいセンターの整備と機能強化 … P.32
 - (3) ケアマネジャーの機能強化
- **ネットワークの核となる地域包括支援センターの機能強化**
 - (1) 地域包括ケア推進企画監等による個々のセンターへの支援の強化
 - ・アドバイザーの派遣等ネットワーク構築に向けた課題解決の取り組みへの支援
 - (2) 地域包括支援センターの人材育成への支援
 - ・地域包括支援センター職員を対象とした研修会の開催等

■ 入院から退院、在宅までの流れを支援するしくみづくり

- **入院から退院、在宅までの流れを支援するしくみづくり**
 - (1) 高知家@ラインを活用した医療と介護の連携の強化 … P.34
 - ・安芸圏域でのモデル事業の成果を踏まえ、他圏域へ医療介護連携情報システム（高知家@ライン）を普及
 - (2) 入退院時引継ぎルールの普及・運用等への支援
 - (3) 入退院支援体制の構築にかかる医療・在宅関係者の人材育成・連携強化
 - ・入退院支援コーディネーターを育成するための研修を拡充（フォローアップ研修の追加）
 - ・研修受講者のネットワークの構築など連携体制等の強化

2 在宅療養体制の充実

■ 在宅療養推進懇談会による新たな施策の提言 … P.33

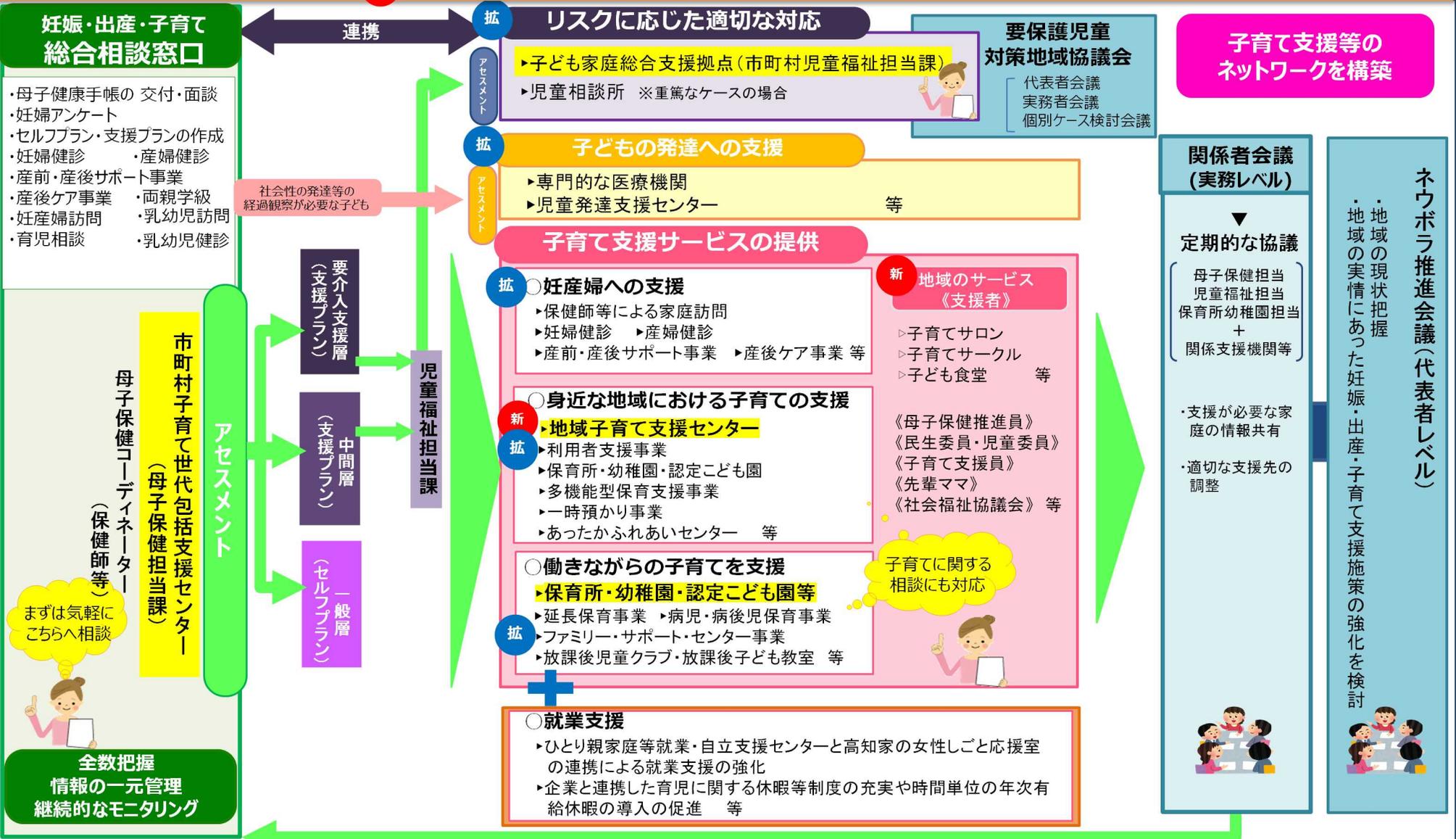
3 総合的な認知症施策の推進

■ 認知症の人が認知症とともに住み続けられる地域づくり … P.40

ポイント

『市町村子育て世代包括支援センター』を起点とした妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援「高知版ネウボラ」を強化し、「子育て家庭のリスクに応じた適切な対応」、「子育て家庭の不安の解消」、「働きながら子育てできる環境づくり」を進めます。

新 市町村におけるネウボラ体制の機能強化に向けた専門家による指導、助言



妊娠・出産・子育て
総合相談窓口

- ・母子健康手帳の 交付・面談
- ・妊婦アンケート
- ・セルフプラン・支援プランの作成
- ・妊婦健診
- ・産前・産後サポート事業
- ・産後ケア事業
- ・妊産婦訪問
- ・育児相談
- ・産婦健診
- ・産後ケア事業
- ・両親学級
- ・乳幼児訪問
- ・乳幼児健診

社会的な発達等の経過観察が必要な子ども

連携

拡 リスクに応じた適切な対応

アセスメント

- ▶子ども家庭総合支援拠点(市町村児童福祉担当課)
- ▶児童相談所 ※重篤なケースの場合

要保護児童
対策地域協議会

- 代表者会議
- 実務者会議
- 個別ケース検討会議

子育て支援等の
ネットワークを構築

拡 子どもの発達への支援

アセスメント

- ▶専門的な医療機関
- ▶児童発達支援センター
- 等

子育て支援サービスの提供

拡 妊産婦への支援

- ▶保健師等による家庭訪問
- ▶妊婦健診 ▶産婦健診
- ▶産前・産後サポート事業 ▶産後ケア事業 等

新 地域のサービス
《支援者》

- ▶子育てサロン
- ▶子育てサークル
- ▶子ども食堂 等

新 拡 身近な地域における子育ての支援

- ▶地域子育て支援センター
- ▶利用者支援事業
- ▶保育所・幼稚園・認定こども園
- ▶多機能型保育支援事業
- ▶一時預かり事業
- ▶あったかふれあいセンター 等

- 《母子保健推進員》
- 《民生委員・児童委員》
- 《子育て支援員》
- 《先輩ママ》
- 《社会福祉協議会》 等

拡 働きながらの子育てを支援

- ▶保育所・幼稚園・認定こども園等
- ▶延長保育事業 ▶病児・病後児保育事業
- ▶ファミリー・サポート・センター事業
- ▶放課後児童クラブ・放課後子ども教室 等

子育てに関する相談にも対応

拡 就業支援

- ▶ひとり親家庭等就業・自立支援センターと高知家の女性しごと応援室の連携による就業支援の強化
- ▶企業と連携した育児に関する休暇等制度の充実や時間単位の年次有給休暇の導入の促進 等

関係者会議
(実務レベル)

定期的な協議

- 母子保健担当
- 児童福祉担当
- 保育所幼稚園担当
- + 関係支援機関等

- ・支援が必要な家庭の情報共有
- ・適切な支援先の調整

ネウボラ推進会議(代表者レベル)

- ・地域の現状把握
- ・地域の実情にあつた妊娠・出産・子育て支援施策の強化を検討

市町村子育て世代包括支援センター
(母子保健担当課)

母子保健コーディネーター
(保健師等)

まずは気軽にこちらへ相談

全数把握

情報の一元管理
継続的なモニタリング

アセスメント

要介入支援層
(支援プラン)

中間層
(支援プラン)

一般層
(セルフプラン)

児童福祉担当課

- 【目標値】
- 利用者支援事業（基本型・特定型）等を実施する市町村数 R2:2市 → R5:17市町村
 - 地域子育て支援センターにおける2歳以下の未就園児の利用割合 R2:30%(推計) → R5:50%
 - 地域で実施している子育て支援活動(子育てイベントや講座等)の実施数 R1:200回 → R5:300回



■高知県が『安心して「結婚」「妊娠・出産」「子育て」ができるような社会』になっている R1:28.1%→R5:45.0%

現状・課題

- ①妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築する「高知版ネウボラ」については、全ての市町村で母子保健、児童福祉、子育て支援の関係機関による連携体制が一定構築されてきているが、更なる質の向上が必要。また、子育て家庭の孤立化や児童虐待を防止するため、個々の家庭の状況に応じた支援力の向上にさらに取り組むことが必要。
 - ②子育て世代包括支援センター（32か所）と地域子育て支援センター（60か所）の設置は進んできたが、「相談先が分かりづらい」、「適切な情報をキャッチしづらい」などの課題がある。また、子育て世帯のニーズの高い支援サービス(病児・病後児保育、一時預かり等)の提供は十分と言えない。
 - ③0～2歳の児童の内、未就園児は約4割。子育て家庭の負担感を軽減し身近な地域で安心して子育てができるよう、地域住民が主体となった子育て支援サービスの充実を図ることが必要。
- 【県民意識調査（R1）抜粋】
- 「利用したいサービス」：地域子育て支援センター 21.4%、病児・病後児保育 20.1%、一時預かり 16.2%
 - 「子育てについて不安に感じていること」：子育てによる身体的・精神的な疲れが大きい24.2% 「子育ての不安や悩みについての相談先」：友人・知人71.6%

令和3年度の取組

新 ①高知版ネウボラ推進事業
市町村に対して専門家による指導、助言を実施する。また、専門人材の育成などの取組を支援する。

新 ②地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金
地域子育て支援センターにおいて、子育て世帯が必要とするサービスを提供できるよう、利用者支援専門員の育成を支援する。また、多様なサービスを提供するセンターを増やす。

新 ③子育て講座等実施委託料
地域で子育て支援に関わる人材の育成と、子育てサークル等の地域の住民が主体となった子育て活動を支援する。

上記の取組により、子育て家庭の孤立化や児童虐待の防止を図る。

- ① 高知版ネウボラ推進事業 ▶各市町村にネウボラの支援制度に知見のある専門家を派遣し、課題について整理するとともに、その解決に向け指導、助言を実施
▶母子保健、児童福祉、子育て支援の各部門が合同で実施する事例検討など実践的な研修会等の取組を支援

母子保健
(妊娠・出産・子育て総合相談窓口)

子育て世代包括支援センター
(母子保健担当課)

- ・母子健康手帳の交付・面談
- ・セルフ(支援)プランの作成
- ・育児相談・訪問支援 など

児童福祉
(リスクに応じた適切な対応)

子ども家庭総合支援拠点
(要保護児童対策地域協議会)

- ・子どもの養育の相談支援
- ・児童虐待への対応

子育て支援
(子育て支援サービスの提供)

【市町村が実施する子育て支援サービス】▶子育て家庭が気軽に集える地域子育て支援センターで多様なサービスを実施

地域子育て支援センター

② 地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金

- (1)利用者支援専門員育成事業(※1)
- (2)施設整備事業(※2)
- (3)環境整備事業(※2)
- (4)地域の実情に応じて実施する事業(既存事業)

【基本サービス】

- ・子育て家庭の交流支援
- ・子育て等に関する相談、援助 など

【その他のサービス】(既存事業)

- ・病児保育事業(病後児対応型)
- ・一時預かり事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業(預かり場所の提供)
- ・産前産後のママカフェ など

※1 国基準(実務経験3年等)に満たない専門員の配置を支援
※2 利用者支援専門員育成事業に加え、その他サービス1つ以上を実施する場合に支援

【地域住民(子育てサークル等)が実施する子育て支援サービス】

③ 子育て講座等実施委託料

- ▶地域で気軽に悩みが相談できる支援者を育成(研修会等の開催)
- ▶子育て講座や交流会を実施する子育てサークル等の取組を支援 ▶SNSを活用した地域の子育て支援情報発信

【目標値】 ・初妊婦の利用がある地域子育て支援センターの割合 (R5) 100% ・多機能型保育支援事業の実施か所数 (R1) 13か所 → (R5) 40か所
・園庭開放又は子育て相談の実施率 (R1)82.5% → (R5)100% ・高知版ネウボラに取り組む市町村数 (R5) 全市町村で実施



・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 (H30) 1歳6か月児60.9% 3歳児64.0% → (R5) 95.0%

1 現状

■ リスクに応じた適切な支援

・子ども家庭総合支援拠点設置⇒5市町（うち新規3市）

■ 子どもの発達への支援（専門的な療育支援を行う障害児通所支援事業所の拡大等）

⇒児童発達支援事業所：34か所 (R3.1) / 保育所等訪問支援事業所：20か所 (R3.1)

放課後等デイサービス事業所：78か所 (R3.1)

■ 子育て支援の場の拡充とサービスの充実

・地域子育て支援センターの設置 ⇒23市町村1広域連合60か所（出張ひろば11か所含む） (R3.2)

・園庭開放や子育て相談の実施による未就園児家庭への支援

⇒園庭開放又は子育て相談の実施：281園（96.6%） (R2)

・一時預かり事業：25市町村106か所 (R2.4) / 延長保育：14市町村140か所 (R2.4)

病児保育：10市町村23か所 (R2.4) / ファミリー・サポート・センター事業：12市町 (R3.1)

・放課後の子どもの居場所づくりと学びの場の充実

⇒児童クラブ185か所 (R1) →183所 (R2) / 子ども教室145か所 (R1) →143か所 (R2)

児童クラブ又は子ども教室の実施校率（小学校）：96.3% 183/190校 (R1) →96.3% 182/189校 (R2)

・子ども食堂 11市9町80か所 (R3.2月末)

■ ネットワークの連携強化（高知版ネウボラ体制の充実）

各市町村のネウボラ体制を整理し取組内容を見える化

⇒妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援に取り組む市町村：34市町村

2 課題

1 リスクに応じた適切な支援

・子ども家庭総合支援拠点に配置する専門職（社会福祉士、保健師等）の確保

2 子どもの発達への支援

・発達が気になる子どもとその家族にとって良いタイミングで子どもに合った支援を受けるためには、専門職の視点を踏まえたつなぎ（インターフェイス）が必要

3 子育て家庭の孤立の防止と多様なニーズへの対応

・より身近な地域に利用しやすい交流の場の提供と日常的な見守りが必要

・家庭のニーズに応じた相談支援や情報提供等適切な支援を行う子育て支援者の育成

4 働きながら子育てできる環境づくりに向けた子育て支援サービスの充実

・保育所等及び放課後児童クラブにおける待機児童の発生

・保育士等の不足により延長保育、病児保育等のサービス量の維持が困難

・ファミリー・サポート・センター事業における提供会員の確保

・放課後児童クラブ・子ども教室の活動内容に差

・厳しい環境にある子どもも児童クラブを利用しやすい環境整備が必要

5 ネットワークの連携・強化（高知版ネウボラ体制の充実）

・市町村における高知版ネウボラ体制は整いつつあるが、母子保健と児童福祉の役割分担やリスクの程度に応じた適切な支援ができていないか等、課題整理が必要

3 令和3年度の取り組み

1 リスクに応じた適切な支援

【**拡**】 ・子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けて、市町村への働きかけや専門職を配置するための財政的支援の実施

2 子どもの発達への支援

【**拡**】 ・乳幼児健診、気になる子どものフォローアップ事業、保育所等への専門職による助言等の実施

・児童発達支援センター等の開設・機能強化やセンター化に向けた整備費用の助成

・高知ギルバーク発達神経精神医学センターや高知大学医学部寄附講座との連携による専門医師及び心理職等の養成

3 子育て支援サービスの充実

【**新**】 ・多様な子育て支援サービスを提供する地域子育て支援センターの設置促進

【**新**】 ・地域における子育て支援活動の担い手を育成し、子育て家庭のニーズに応じた講座や交流の場の開催

【**拡**】 ・利用者支援事業（基本型）研修を県外実施から県内実施へ

・地域資源を活用した子育ての場の確保（園庭開放・子育て相談等の実施拡大など）

・病児・病後児保育等の保育サービスの充実（保育士の確保、職場環境改善の促進）

【**拡**】 ・ファミリー・サポート・センター事業の支援の充実（預かり場所の整備への支援）

・放課後児童クラブ・子ども教室の拡充と質の確保

・市町村と連携した放課後事業の従事者の人材育成・確保を支援

・市町村が行う児童クラブの利用料減免や開設時間延長にかかる財政的支援

・子ども食堂への支援

4 ネットワークの連携・強化（高知版ネウボラ体制の充実）

【**新**】 ・市町村に対し専門家を派遣し、ネウボラ機能を強化するための指導、助言を実施

【**新**】 ・市町村におけるネウボラの取組の優良事例を横展開するためのセミナーの開催

・「高知家の女性しごと応援室」などの就労支援機関につなぐ仕組みづくり

・保育所や放課後児童クラブ等と連携したファミリー・サポート・センター事業の周知による会員登録の仕組みづくり

- 【目標値】・健診後のアセスメントの場への専門職(心理職・言語聴覚士等)の関与 (R1)18市町村 → (R5)全市町村
 ・児童発達支援センターの設置数 (R1)6か所 → (R5)12か所
 ・発達障害の診療を行う医師の増加 (R1)25名程度 → (R5)35名程度

乳幼児健診で要経過観察となった子どものアセスメントを多職種で行い適切な支援につないでいる。(R5) 100%

1 現状と課題

2 今後の取り組みの方向性

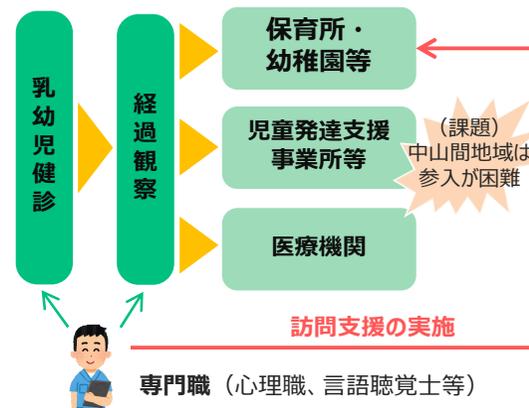
(現状) 市町村において、発達が気になる子どもの早期発見の仕組みづくりは一定進んできた
(課題) ・発達が気になる子どもとその家族にとって良いタイミングで子どもに合った支援を受けるためには、専門職の視点を踏まえたつなぎ(インターフェイス)が必要
 ・日常的に関わる保育所等における発達が気になる子どもの受け入れ

(現状) 専門的な療育機関の整備は進んできたが、地域偏在がある
(課題) ・身近な地域で専門的な発達支援が受けられるよう、児童発達支援センター等の量的拡大とともに支援の質の向上が必要
 ・民間の専門的な療育機関の参入が見込めない中山間地域では保育所や子育て支援の場を活用した支援体制の構築が必要

(現状) 医療機関の受診待機期間は改善傾向【4~9か月待ち(R1)→3か月待ち(R2)】
(課題) ・それぞれの子どもと家族に応じた医療機関へのつなぎが必要

(現状) 発達障害のほか、うつや不登校等、心療二ズの高い子どもについて通常の支援では対応できない事例がある
(課題) ・地域において必要な支援が受けられる体制の構築が必要

■ 専門職の関与による早期支援体制



1 身近な地域における子どもと家族へ支援(ボビュレーションアプローチ)

発達の気になる子どもに対して子育て支援の枠組みで早期に支援をスタート

2 ライフステージに応じた後方支援(ハイリスクアプローチ)

より専門的な支援を必要とする子どもに対して医療や福祉サービスを提供

3 令和3年度の取り組み

1 身近な地域における子どもと家族への支援

(1) 市町村における支援体制の強化

- 地域において発達障害児等の早期支援を行う専門職(心理職、言語聴覚士等)の養成
- 乳幼児健診、気になる子どものフォローアップ事業等への専門職による助言等の実施
- 乳幼児健診従事者を対象とした気になる子どもの早期発見のスキルや、保護者へのカウンセリングスキルの向上を図る研修の実施

(2) 保育所等における受入体制の充実

- 発達障害の特性や支援方法を学ぶ体系的な研修の実施
- 保育者への特別な支援を要する子どもの指導計画作成支援研修の実施【教委】
- 外部専門家(言語聴覚士・作業療法士等)、親育ち・特別支援保育コーディネーター等による各園への訪問指導の実施【教委】

(3) 中山間地域における早期支援体制の強化

- 専門職(心理職、言語聴覚士等)による保育所等への訪問支援の充実
- 母子保健と保育所が一体となって発達の気になる子どもと家族を支えるための仕組みづくり(高知ギルバーク発達神経精神医学センターにおけるESSENCEチームの派遣等)

(4) 教育と福祉の連携

- つながるノート・引継ぎシート等による進級・進学時の確実な引継
- 巡回相談員の派遣【教委】

2 ライフステージに応じた後方支援

(1) 専門的な療育機関の量的拡大と質の向上

- 民間事業所等職員への療育福祉センターでの現場実習を中心とした集中的な研修による発達障害支援のスーパーバイザーの養成
- スーパーバイザーによる市町村や保育所等への助言指導を行う体制の整備
- 発達障害の特性や支援方法を学ぶ体系的な研修の実施【再掲】
- 事業所の開設・機能強化やセンター化に向けた整備費用の助成

(2) スムーズに支援を受けられる体制の強化

- 高知ギルバーク発達神経精神医学センターや高知大学医学部寄附講座との連携による専門医師及び心理職等の養成
- 発達障害等の診療ができる県内の小児科、精神科をWebサイトで検索できるように「診療機関マップ」の作成・更新
- 子どもの心の診療ネットワーク事業により心療二ズの高い事例に対応できる地域連携体制の強化
- 発達障害児者支援地域協議会やワーキンググループにおいて発達障害の診療や支援等のあり方を検討

「アセスメント」…対象者の情報を収集・分析し、起きていることのメカニズムを明らかにすること/「ボビュレーションアプローチ」…集団全体に働きかけ、集団全体のリスク等を軽減すること/「ハイリスクアプローチ」…支援の必要性の高い対象者に働きかけ、リスク等を軽減すること/「インターフェイス」…関係機関間のつなぎ/「スーパーバイザー」…支援者に対し、より専門的な立場から助言・指導する者

【目標値】 新規相談件数 (R2) 152件 → (R5) 200件/年以上
市町村におけるひきこもりのケース会議の実施 (R1) 10市町村 → (R5) 全市町村

居場所等の支援につながった件数 (R2) 81件 → (R5) 100件/年以上
中間的就労等を経て就労した人数 (R2) 1人 → (R5) 10人/年以上

1. 現状

- ひきこもり実態把握調査で把握できたひきこもりの人の人数：692人
- 市町村に本人や家族から相談はほとんど来ない
(ケース把握は地域包括、生活困窮窓口、近隣等からの情報)
- ひきこもりの背景の多くに医療的ケアが必要な状況がある
- ひきこもり地域支援センターや福祉保健所による個別ケース検討会への支援：10市町村
- ひきこもりピアサポートセンターによる相談支援：91ケース (R2.12)
- 県が支援している当事者の居場所：4箇所 (R2)
- ひきこもり者等就労支援コーディネーターによる就労支援登録者数：9人 (R3.1)
- 就労体験拠点設置事業による就労体験：11人 (R2.11)

3. 今後の取り組みの方向性

1 相談支援体制の充実

- ・ ひきこもりの人は、表面化しづらい傾向があることから、自らや家族がSOSを出すための情報発信を強化
- ・ ひきこもりの人が置かれている状況は多種多様であることから、身近な相談窓口である市町村の包括的な支援体制を推進

2 人材の育成

- ・ 医療的ケアが必要なケースをはじめ、支援に苦勞している現状から、専門的知識や支援スキルを向上

3 多様な社会参加に向けた支援の充実

- ・ 社会に出るきっかけともなる居場所は限られていることから、その拡充に向けて既存の社会資源の活用を促進
- ・ 就労に向けた動機付けとなる新たなインセンティブ制度の創設

2. 課題

1 相談支援体制の充実

- ・ 特に都市部では、ひきこもりが表面化しづらい傾向
(出現率：0.19% (市部：0.14%、町村部：0.46%))
- ・ 高齢の親の介護とひきこもりの子の困窮など、世帯が抱える課題は複合的



2 人材の育成

- ・ 適切なサポートを行うための相談支援関係者の専門的知識が十分ではない
- ・ 市町村単体では支援に関する情報量が少なく、対応に苦慮

3 多様な社会参加に向けた支援の充実

- ・ 地域の社会資源をひきこもりの人への支援に活用するための工夫が必要
- ・ ひきこもりの人の希望に応じた社会参加につながる環境づくりが必要

4. 令和3年度の取り組み

1 市町村における相談支援体制の充実

- ひきこもりの相談支援に関する情報発信
- 新**・ リーフレットの作成、配付、マスメディアによる広報強化
- 市町村での多機関による支援のネットワーク化
- 新**・ 市町村におけるアウトリーチを含む包括的な支援体制構築に向けた支援
- 拡**・ 実態調査結果を踏まえた、自立に向けた個人へのアプローチの支援 (黒潮町)



2 ひきこもり支援従事者等の人材の育成

- 支援関係者へのひきこもりの理解促進
- ・ 民生委員やあつたかふれあいセンター職員等の支援関係者への研修
- 市町村への技術支援の強化
- 新**・ 福祉保健所管内毎の研修会の実施
- 拡**・ 県による個別ケース検討会への専門的な助言



3 多様な社会参加に向けた支援の充実

- 地域にある既存資源の活用
- ・ あつたかふれあいセンター等を活用した居場所や就労体験の実施
- 拡**・ 民間団体 (家族会等) の設置する居場所への支援
- 就労支援の充実
- 新**・ 就労への動機付けとなるインセンティブ制度の創設

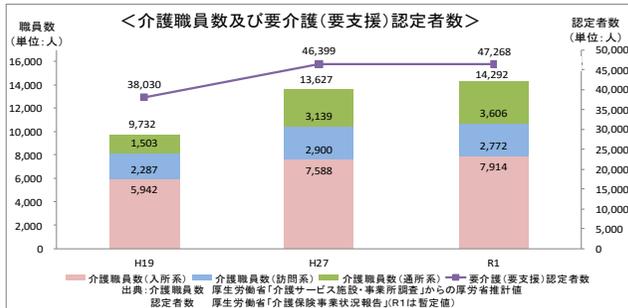
- 【目標値】
- ・ノーリフティングケアの実践 (R1) 31.5% → (R5) 事業所の44%以上
 - ・介護事業所のICT導入 (R1) 22.5% → (R5) 41%以上
 - ・福祉・介護事業所認証評価制度の認証取得 (H30)認証開始→(R5) 事業所の37%以上取得
 - ・多様な働き方による新たな人材参入 (R5) 120人以上
 - ・新たな外国人材の参入 (R5) 180人以上

- ・介護現場の離職率 (H30)14.6% → (R5)11.3%以下
- ・多様な働き方の推進や外国人材の新たな参入 (R5) 300人

1 現状

- ◆今後も要介護(要支援)認定者数は増加する見込み
- ◆介護職員数が不足し、かつ地域偏在が生じている

◆令和7年の介護人材の需給ギャップ：550人



介護現場における
離職率の推移 ()は全国
H28 16.3%(16.7%)
↓
R1 19.7%(15.4%)

介護分野の有効求人倍率
の推移 ()は全国
H28 1.54倍(3.05倍)
↓
R1 2.51倍(4.31倍)

<外国人介護人材> (人)

	R3.1現在	R3年度末見込
EPA	22	36
技能実習生	38	88
特定技能	0	25
介護福祉士養成校卒業 (在留資格介護)	0	21
計	60	170

(EPAは介護福祉士資格を取得した者を含む)

2 課題

<令和元年度介護事業所実態調査から見てきた課題>

- ◆介護分野の人員不足感が増している
 - ・H25:49% → H28:58% → R1:63%
- ◆早期の離職が多い
 - ・離職者のうち3年未満の離職割合が55%
- ◆多様な人材の参入促進と働き方への対応
 - ・採用者のうち学生の割合は7%
 - ・65歳以上の方の採用に前向きな事業所が67%
 - ・外国人技能実習生の活用予定や検討が11%

<令和2年度外国人雇用実態調査>

- ◆今後外国人介護人材の雇用を検討又は興味がある30%

- ◆利用者や介護従事者双方の負担軽減や業務の効率化、介護職場の給与や人材育成、職員の働きやすさや働きがいにつながる取組の充実、外国人介護人材の受入拡大が課題

3 今後の取り組みの方向性

1. 人材の定着促進・離職防止

- ノーリフティングケアの取組拡大とリフトやICT機器等の導入支援
 - ・ノーリフティングケアの実践事業所の拡大(事業所の44%以上を目指す)
 - ・介護事業所のICT導入(目標41%以上)
 - ・介護現場の業務改善の推進
- 代替職員の派遣
 - ・研修参加や仕事と子育ての両立支援のための代替職員派遣

2. 新たな人材の参入促進

- 多様な人材の参入促進(多様な働き方による新たな人材参入 目標120人)
 - ・介護現場の補助的業務を担う介護助手の導入促進
 - ・介護未経験者に向けた入門的研修の拡充
 - ・初任者研修、生活援助従事者研修の支援
 - ・福祉・介護のイメージアップ・普及啓発のイベント、マッチング機会の強化
- 外国人材の活用(新たな外国人材の参入 目標180人)
 - ・外国人介護人材の学習支援、外国人留学生の修学支援
 - ・外国人介護人材の受入拡大に向けたPR

3. 福祉・介護事業所認証評価制度を通じた魅力ある職場作りの推進

- 認証評価制度に参画する高齢、障害、児童養護施設の増加と取得に向けた事業所の主体的な取組を支援
 - ・認証取得に向けた事業所の取組をサポート(セミナー、個別コンサルティング、相談会)

新型コロナウイルス感染症への対応

4 令和3年度の取り組み

1. 人材の定着促進・離職防止対策

- ・ノーリフティングケアの取組拡大とリフトやICTの導入などによる業務効率化を推進
 - ※補助対象機器にリフトを追加、ロボットやICTの補助率の高上げ
- ※介護現場の業務改善に向けたアドバイザーを派遣
- ・地域で連携して介護人材確保に取り組む民間事業所等を支援
- ・研修代替職員の派遣により、職員が外部研修等に参加しやすい環境を整備

2. 新たな人材の参入促進策

- ・介護現場の補助的業務を担う「介護助手」導入に向けたセミナー開催
- ・高校生や中山間地域等住民を対象に「介護職員初任者研修」等の資格取得を支援
- ※介護未経験者(中高年者など)に向けた介護に関する「入門的研修」の実施(回数増)
- ふくし就職フェアの開催によるマッチング機会拡充(回数増、オンラインと対面面談併用)
- ※他業種から介護に就業する場合の貸付制度を修学資金制度に追加
- ・外国人介護人材への学習支援
- ※外国人介護人材の受入拡大に向けた検討と海外へのPR

3. 福祉・介護事業所認証評価制度を通じた魅力ある職場作りの推進

- ・認証取得支援のためのオンライン研修の開催により認証取得を加速化
- <福祉・介護事業所認証評価制度>
 - 良好な職場環境の整備により、人材の定着と新たな人材確保を目指して、5つの評価項目(新規採用者の育成体制、キャリアパスと人材育成、働きやすい職場環境、質の高いサービスを提供する取組、社会貢献とコンプライアンス)により認証を実施

新型コロナウイルス感染症に対応した福祉人材ネットワークの構築

- ・社会福祉施設で感染者が発生した際に相互支援によりサービスを継続できる体制を整備